

序章 計画作成の目的・位置づけ

1. 計画作成の背景と目的

添田町（以下、「本町」）は、福岡県の東南端、大分県との県境に位置し、古くから信仰を集め
る靈峰「英彦山」をはじめ、「耶馬日田英彦山国定公園」等の豊かな自然を擁するとともに、修驗
道や五穀豊穣等の様々な英彦山信仰により形成された歴史文化に富む地域である。

英彦山周辺は、国指定の文化財「英彦山神社奉幣殿*」をはじめ、社殿や坊舎等の歴史的建造物
が建ち並び、坊舎跡や墓地等の遺跡が確認されている。麓の平野部は、英彦山信仰による人々の往
來が形成した古くからの市街地に、国指定の文化財「中島家住宅」等の町家が軒を連ねている。無
形の民俗文化財は、修驗道の流れを汲む松会祈年祭や神幸祭等の祭礼、神楽等の民俗芸能といった
活動が地域に脈々と受け継がれている。

本町は、英彦山を中心とした歴史文化を活かしたまちづくりに取り組み、英彦山神宮参道の保存
整備や案内板等の情報発信に関する周辺環境整備、地域住民や子供に対する歴史文化の普及啓発、
歴史文化活用団体の設立・育成等の取組を推進してきた。

その一方、町内の歴史的建造物は、損傷の進行や維持管理の難しさから取壊されるものも見られ
る。また、人口減少や高齢化の影響による地域の担い手が減少に加え、価値観の多様化から祭り行
事への参加が消極的となる事態もみられ、祭礼や民俗芸能等の活動が衰退しつつある。特に、新型
コロナウイルス感染症の拡大による祭礼の中止で、民俗芸能の継続や継承は喫緊の課題となっている
。加えて、これら伝統的な祭礼や民俗芸能、歴史的建造物等は、情報発信の不足により、町内外
問わずその重要性の認識が低下している状況もある。

「文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法第183条の3に規定される法定計画である。この計
画は、自治体において将来的なビジョンや取組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用
に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである。これに従って計画的に取組みを進め
ることにより、継続性と一貫性のある文化財の保存・活用の促進が期待される。また、取組みの方
向性を計画として広く周知し、町民や関係者の理解と協力を得ることにより、より充実した文化財
の保存・活用を図ることが可能となる。本町は、文化財を取り巻く社会情勢を踏まえ、町民や関係
者と協働で文化財を保存・継承し、本町固有の文化財を他分野にも積極的に活用していくことを目的
に、「添田町文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」）」を作成した。

2. 計画期間

計画期間は、令和8年（2026）度から令和17年（2035）度までの10年間とする。

計画内容は、「添田町第6次総合計画」（令和3年（2021）度～令和12年（2030）度）等の改定
も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認
定等に関する省令（平成31年（2019）文部科学省令第5号）第55条に基づき、「計画期間の変更」及
び「町域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生
じるおそれのある変更」を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受けるものとする。また、そ
れ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について福岡県および文化庁へ情報提供する。

* 文化財の指定名称は「英彦山神社奉幣殿」であるが、文化財を指す場合を除き現名称である「英彦山神宮奉幣殿」と表記する。

3. 本計画の位置付け

本計画は、「添田町総合計画」、「添田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づくとともに、その他本町の関連計画とも整合と連携を図る。また、福岡県の文化財の保存・活用に係る総合的な施策を定める「福岡県文化財保護大綱」の内容と整合を図る。

そして、本計画に基づくものとして、文化財の保存・活用に係る個別の計画を位置付け、本計画は町民や関係者、庁内関係部署と連携し、文化財を守り、活かすまちづくりを推進していく役割を担うものとする。

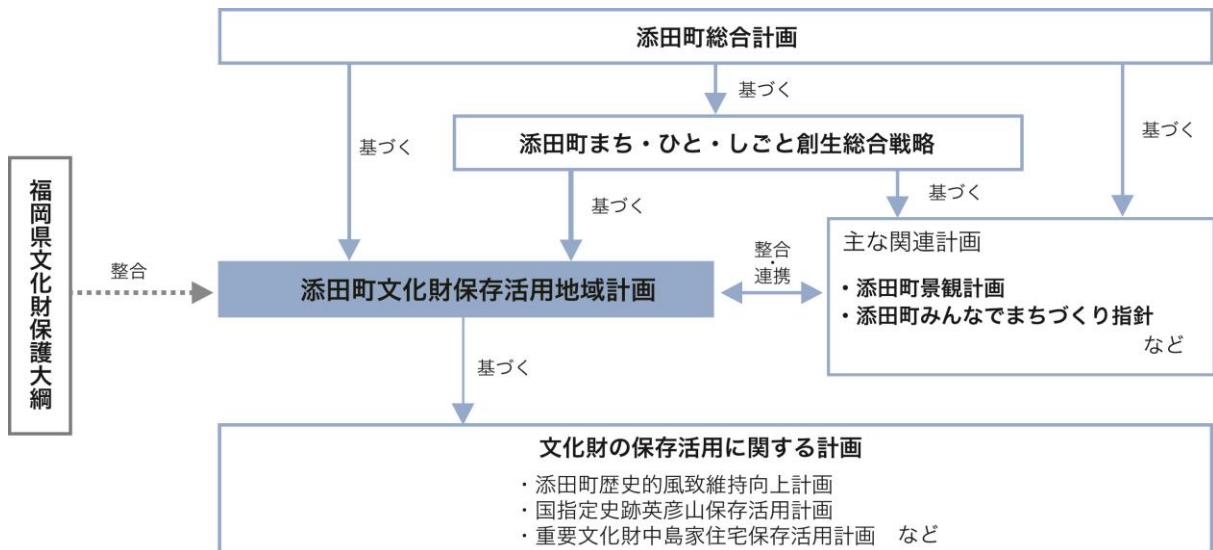


図 本計画と上位関連計画との関係

4. 本計画における文化財の定義

文化財保護法（昭和25年法律第214号）は、第2条において、「文化財」を6類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）と定義し、「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」についても保護の対象としている。

本計画は、文化財保護法第2条における6類型と「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」について、指定・登録等の保護措置が図られているものだけでなく、町内の歴史文化を語る上で欠かせない未指定の文化財も含めて「文化財」とし、計画の対象とする。

本計画の対象となる文化財

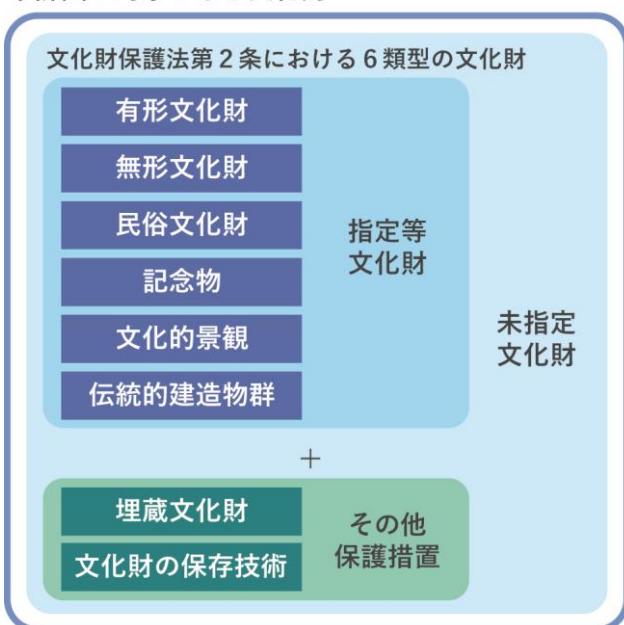


図 本計画における文化財の定義